

民法改正、子どもへの「懲戒権」削除 子どもを個人として尊重し、地域全体で育てる

2月1日、法制審議会は、子どもを戒めることを認める懲戒権の規定を削除し、体罰禁止の明記や、子どもの心身に有害な影響を及ぼす言動を禁じる民法改正案をまとめました。

過去最高の虐待件数

懲戒権は、明治民法から続く規定で、一般的には「しつけ」と解釈されていますが、児童虐待の口実になっている指摘を受け今回の改正に至りました。

実際、岡山市で5歳の女兒が虐待死した事件で、鍋の中に長時間立たせたり、夜に全裸のまま墓地に立たせて叱責した親は「しつけ」だと説明していました。

また、児童虐待件数は30年連続で増加し、昨年度の児童相談所の虐待対応件数は20万件を超え、過去最高となっています。

一方、しつけや教育に悩んでいる親が多いのも事実であり、家庭だけの問題ではなく社会全体で解決すべきと指摘されています。

個人として尊重すること

子どもを取り巻く環境は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより家庭や地域の子育て力の低下を招き、経済状況の変化なども相まって、子どもの人権をおびやかす虐待・いじめ・貧困など様々な問題が生じています。

今回の民法改正を機に、子どもを個人として尊重し、地域全体で育てる意識を持つこと、そのために私たちができることは何かを考える機会にしたいものです。